

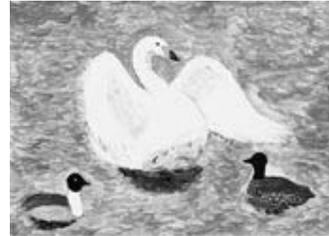
町からの HOT なニュースとインフォメーション

公共施設や皆さんの生活に直結するさまざまな制度、イベントなどをご紹介するコーナーです。まだ形になっていない現在進行形の計画なども、なるべくご紹介していきます。

表彰

優秀作品はシンボルタワーなどに展示
多々良沼白鳥絵画作品展

町では、2010多々良沼白鳥絵画作品展の作品を募集。その結果、町内在住の小・中学生の皆さんから183点の応募がありました。



最優秀賞に選ばれた茂木さんの作品

厳正な審査を行った結果、最優秀賞1点、優秀賞15点を選考しました。優秀作品は、シンボルタワーロビーやガバ沼特設掲示板に展示されています。結果については、次のとおりです。(順不同敬称略)

- 最優秀賞 茂木優也 (邑梁南中学校)
- 優秀賞 小松原 志村優成、天谷友哉、稲間ひかる、高橋亜唯菜、高橋美伝、関谷佳那子、高橋のり子、吉田光希、根岸航、西園水葵、吉田峻輔、高橋幸大、牧尾杏美
- 中学校 小松原 猿橋舞子
- ▼問合せ 役場産業振興課 47-5026

産業

我が社の誇る技術が選定されました
群馬県1社1技術選定

12月22日、町商工会館で群馬県1社1技術選定証の伝達式が行われました。1社1技術とは、「我が社の誇りうる技術、これと言えぬ技術」を申請し、審査のうえ選定するものです。

今回、町内の7事業者が選定を受けました。
1社1技術に選定された事業者
(株)橋本製作所 (㈹天谷製作所 (株)岩崎鉄工、(株)八千代精機、(株)慶野製作所、(株)玉造、特殊電装(株)
▼問合せ 町商工会 88-0082

福祉

4月1日から使用料が変わります
福祉センター使用料改定

町福祉センター寿荘の使用料が、4月1日から改定されます。これまでは、町内町外在住にかかわらず60歳以上の人は無料、60歳未満の人は200円でした。

- ▼改正日 4月1日(※)
- ▼問合せ 役場福祉課 47-5023、福祉センター寿荘 88-16588

改定後の使用料		16588	
年齢区分	町内の人	町外の人	使用料
65歳以上	無料		
60歳以上65歳未満	100円	300円	
60歳未満	200円		

産業

現在登録をしている事業者も申請が必要
小規模契約登録の申請受付

町では、町内事業者を対象に小規模契約登録申請を受け付けます。この登録制度は、町内事業者の受注機会を広げるため、町が発注する小規模な工事・委託・物品購入などを、あらかじめ登録してある事業者が発注する制度です。

- また2年間の登録制のため、現在登録している事業者も今回申請が必要です。
- ▼対象 次のすべての条件にあてはまる事業者
- ①町内に主な事業所のある事業者
- ②邑梁町に競争入札参加資格審査申請(電子申請)をしていない事業者

- ③業務を行うために必要な資格や許可を持っている事業者
- ④町税に未納のない事業者
- ▼契約範囲 工事130万円以下、備品購入80万円以下、その他委託など50万円以下
- ▼有効期間 平成22・23年度(2年間)
- ▼申請方法 所定の申請書に必要事項を書いて、町税完納証明書を添えて申し込む
- ※所定の申請書は役場総務課、または町ホームページにあります
- ▼申請期間 3月1日(※)～23日(※)
- ▼申請・問合せ 役場総務課 47-5005

環境

お使いの浄化槽の管理は大丈夫ですか?
浄化槽の定期的な管理

家庭などで使用している浄化槽は、定期的な維持管理と検査が法律で義務づけられています。

- ①保守点検 運転状況の点検や装置の調整(県に登録された保守点検業者と契約して実施)
- ②清掃者 汚泥の引き抜きや装置の洗浄など(市町村の許可を受けた清掃業者に依頼して実施)
- ③法定検査 浄化槽処理水の年1回の水質検査など(保守点検業者または県環境検査事業団に依頼して実施)

※浄化槽の管理が不十分な場合は、県東部環境事務所や県環境検査事業団から適正な維持管理をお願いします。

- ※管理不十分で生活環境上の問題が生じたときは、法令上の罰則が適用されることがあります。
- ▼問合せ 管理全般県東部環境事務所廃棄物係 31-2517、法定検査県環境検査事業団 027-237-5111、保守点検業者、清掃業者県浄化槽協会館林支部 74-55000

福祉

通院して人工透析療法などを受けている人が対象
通院のための交通費を支給

町では、じん臓機能障害などの通院時の交通費を支給します。

- ▼内容 人工透析法などの医療を受けたため、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助する
- ▼対象 申請者の今年度の町民税が非課税の人で、次のどちらかに当てはまる人
- ①じん臓機能障害者の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法を受けている

- ②小腸機能障害者の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して中心静脈栄養法などを受けている
- ▼支給額 通院距離により月2,600円/5,200円
- ▼申請方法 印鑑を持参し、申請用紙に必要事項を書いて申請する
- ※申請書は、役場福祉課にあります。
- ▼申請・問合せ 役場福祉課 47-5024

募集

はがきやメールで申し込みができます
横浜グルメ&観光ツアー

町労働教育委員会では、横浜グルメ&観光ツアーの参加者を募集します。ふだん仕事で忙しい皆さんも、横浜でおいしいグルメと観光を楽しんで、家族サービスをしてみませんか。皆さん奮って応募ください。

- ▼期日 3月21日(※)
- ▼集合出発時間 午前7時30分
- ※帰着は午後7時ころを予定しています。
- ▼集合場所 役場庁舎南側駐車場
- ▼対象 町内在住・在勤者とその家族(小学生以上)でツアーに協力できる人
- ※児童・生徒などは、保護者同伴でお願いします。
- ▼定員 40人
- ※応募者多数の場合は抽選を行います。
- ▼参加費
- 中学生以上 1人5,000円
- 小学生 1人3,000円
- ※ランチバイキングなどの費用を含みます。
- ▼主な内容(予定)
- チャイニーズレストラン(中華ランチバイキング)、横浜中華街・八景島シーパラダイスの自由散策など

- ▼申込方法 はがき・メール、または直接役場産業振興課窓口で参加者の名前(ふりがな)、年齢、住所、電話番号、勤務先を書いて申し込む(はがき・メール1通につき4人まで)
- ※窓口の受付時間は、午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)です。
- ※参加費の納入方法などは、参加者決定後に該当者へ通知します。
- ▼申込締切 2月19日(※)(必着)
- ▼申込・問合せ 役場産業振興課 47-5026
- E-mail: industrial@swan.town.oragunma.jp



横浜を満喫してみませんか?